

逸失利益算定における 中間利息控除割合の合理性(2・完)

—最高裁平成17年6月14日判決を契機として—

岡 本 友(智) 子

- I はじめに
- II 最高裁平成17年6月14日判決以前の状況
 - 1 被害者側の主張
 - 2 裁判所の判断(以上前号)
 - 3 学説・実務の状況(以下本号)
- III 最高裁平成17年6月14日判決以降の状況
- IV 考察
- V おわりに

3 学説・実務の状況

(1) 従前の学説・実務の状況

最高裁平成17年6月14日判決(以下「平成17年判決」という)までは、まず、平成11年11月16日、東京・大阪・名古屋の3地裁民事交通事故専門部による「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」では、中間利息の控除方法につきライブニッツ方式に統一し、中間利息の控除割合は「特段の事情がない限り、年五分の割合による」とした⁽³⁰⁾。その事情として、①損害賠償金元本に附帯する遅延損害金については民事法定利率が年五分とされていること、②過去の経験に基づいて長期的に見れば年五分の利率は必ずしも不相当とはいえないこと、③個々の事案ごとに利率の認定作業を

(30) 井上・中路・北澤・前掲注(1)判時1692号159頁。

することは、非常に困難で、大量の交通事故による損害賠償請求事件の適正かつ迅速な処理の要請による損害の定額化及び定型化の方針に反することなどが考慮された。

また、河邊和義裁判官は、東京地裁民事 27 部の実情として、「年五パーセントから離れると大変な混乱に陥るのではないか」との懸念から、「今のところ消極的な意味で『年五パーセント』を維持している⁽³¹⁾」と発言されている。学説でも、否定する裁判所の立場を支持し、年五パーセントとせざるを得ないと論じる者が少なくなかった⁽³²⁾。

ちなみに、「共同提言」以降も、「年 4 %」とする神戸地姫路支判平成 13 年 3 月 29 日自保ジャーナル 1426 号 14 頁、「年三分」とした前場東京高判平成 12 年 3 月 22 日、前掲長野地諏訪支判平成 12 年 11 月 14 日、前掲長野地諏訪支判平成 13 年 7 月 3 日、札幌地判平成 13 年 8 月 30 日判時 1769 号 93 頁、札幌地判平成 14 年 9 月 2 日自保ジャーナル 1489 号 17 頁、本平成 17 年判決の第 1 審・前掲札幌地判平成 15 年 11 月 26 日、同じく原審・前掲札幌高判平成 16 年 7 月 13 日や、本平成 17 年判決と同日に下された最判平成 17 年 6 月 14 日自保ジャーナル 1595 号 10 頁の第 1 審・札幌地判平成 15 年 11 月 28 日自保ジャーナル 1533 号 9 頁、同じく原審・前掲札幌高判平成 16 年 8 月 20 日自保ジャーナル 1595 号 12 頁、「年二%」とする前掲津地熊野支判平成 12 年 12 月 26 日、前掲津地四日市支判平成 13 年 9 月 4 日、津地伊勢支

(31) 河邊発言・「座談会 最近の交通事件をめぐる諸問題」交通民集 31 巻索引・解説号 424 頁（2001 年）。

(32) 藤村和夫「判批」判評 502 号 45 頁（判時 1725 号号 223 頁）（2000 年）、井上繁規「逸失利益の算定における中間利息の控除割合」金商 1104 号 2 頁（2000 年）、山田卓生発言・前脚注 (31) 422 頁、藤村発言・同 423 頁、並木茂「判批」リマークス 23 号 41 頁（2001 年）、塩崎勉「逸失利益の算定における中間利息の控除割合」自保ジャーナル 1380 号 1 面（2001 年）、高野真人「中間利息の控除について—ライブニッツ式への統一と 5 % の是非」ひろば 54 巻 12 号 36 頁（2001 年）、松本安子「逸失利益の算定と金利低下について」ジュリ 1222 号 185 頁（2002 年）。

判平成13年11月30日自保ジャーナル1426号22頁等が下された⁽³³⁾。近時

- (33) 依然として原告側からの中間利息控除割合の低減主張も少なくないが、裁判所から斥けられている。たとえば、①大阪地判平成12年8月18日自保ジャーナル1407号5面(24歳会社員男子の死亡逸失利益につき低金利を理由に2%で中間利息控除を請求。長期にわたる経済変動の予測困難・年5%とする従来の慣行を理由に5%を採用。但し「なお相当期間は低金利時代が持続すると思われ」、「当分の間の低金利を補う趣旨をも若干加算する」として、死亡慰謝料2300万円を認容)、②大阪地判平成13年6月27日自保ジャーナル1439号13頁(低金利を理由に年3%ライブニッツ係数に相当する年5%ホフマン係数で7歳男児の死亡逸失利益を請求。前掲東京高判平成12年9月13日を引用し年5%を相当とした)、③東京地判平成14年4月16日判時1783号88頁(17歳高校2年女子の後遺障害の逸失利益につき低金利を理由に症状固定から10年間は年2%で中間利息を控除すべきと主張。「近年の預貯金金利が極めて低い状態が推移していることは公知の事実」、現状だけをみれば、年5%の中間利息控除は「被害者側に不利な算定方法であることは否めない(この点は慰謝料で考慮しうる。)」が、「不合理であるとまではいえない。」なお事故時から症状固定時まで4年間の中間利息控除に単利の新ホフマン式を使用)、④東京高判平成15年10月29日自保ジャーナル1555号2頁(25歳会社員男子の死亡逸失利益につき中間利息の控除割合年5分は高率に失すると主張。「相当の期間に及ぶ金利動向の予測に代えてこれを採用することは十分に合理性がある」として年5分認容)、⑤大阪地判平成16年3月29日自保ジャーナル1555号12頁(19歳女子の死亡逸失利益につき年3%請求の中間利息控除は、「法的安定及び統一的処理の見地」から年5%が相当)、⑥大阪地判平成16年9月27日自保ジャーナル1595号15頁(30歳大学院男子の死亡逸失利益につき中間利息3%控除の請求は、「法的安定及び統一的処理の見地」から年5%が相当)、⑦水戸地判平成17年5月18日判時1936号116頁(医師の過失による30歳主婦の死亡逸失利益につき低金利を理由に年4%の中間利息控除割合を主張。「統一的処理」等から年5%は不相当といえない)、⑧名古屋地判平成17年3月29日判時1898号87頁(3歳女兒の保育園事故による死亡逸失利益につき中間利息の「控除利率を裁判時の実質金利に従って計算するのが相当」で、「将来の変動率を考慮しても、利率は年2分ないし年3分を超えない」との主張も、本件は就労可能年数が49年間に及ぶ長期間で、「金利が変動し年5分を超える可能性も考えられる」等として排斥)、⑨京都地判平成17年3月25日判時1895号99頁(49歳店長の過重労働による自殺。死亡逸失利益の算定で低金利を理由に年3%の中間利息控除を主張。「民法法定利率である年五パーセントを採用しても不合理とはいえない」)、⑩福岡地判平成17年3月25日自保ジャーナル1593号19頁(18歳女子短大生の後遺障害逸失利益に

の低金利の折、「画期的意義をもつ⁽³⁴⁾」,「実務慣行であるとして年5%に固執するのは」合理的な説明はつかない⁽³⁵⁾と評価された。

こうして、学説でも、法定利率年5パーセントの中間利息控除に対して、今日の定期預金金利の低さに鑑みると、一時金を運用したならば被害者が得るであろう利息額は、中間利息額を大幅に下回り、また現在価額に評価替えをするためになされる中間利息の控除は利息債権に関する民法404条が直接適用される場合ではないから、「必ずしも不合理な方法とは言えない」と評価されている算定方式にも「本当に改善の余地はないのか」と問題提起をする者⁽³⁶⁾がいた。さらに、前掲津地熊野支判平成12年12月26日同様、折衷的

つき低金利を理由に中間利息控除割合を年2%と主張。年5分の採用が「不相当とまではいえない」,①盛岡地二戸支判平成17年3月22日判時1920号111頁,自保ジャーナル1595号19頁(7歳女子の死亡逸失利益の中間利息控除率を実質割引率(税引き後の預金利率-所得成長率)により控え目に年3%と主張。本件の長期にわたる将来計算において、「法的安定性及公平感」より「現時点で適切な値を断定できない以上,年5%を採用すべき」),②大阪地判平成17年3月10日自保ジャーナル1612号5頁(21歳会社員男子の後遺障害逸失利益につき中間利息控除率は年4%と主張。「法的安定性及び統一的処理の見地」から年5%を採用),③大阪地判平成17年2月14日交通民集38巻1号202頁,自保ジャーナル1609号15頁(51歳会社員男子の死亡逸失利益につき,長野地判平成12年10月3日を引用し,低金利を理由に中間利息控除率を年3%と主張。中間利息控除率が年5%の場合,予備的に中間利息控除の方法を新ホフマン方式と主張。「法的安定及び統一的処理の見地」から年5%が相当。ライブニッツ方式を採用),④大阪高判平成17年1月25日交通民集38巻1号1頁(13歳の中学2年男子の死亡逸失利益につき低金利を理由に中間利息控除は年3%が相当と主張。「将来の請求権の現価評価にあたっては,法的安定性及び統一的処理の見地から,一律に法定利率により中間利息の控除をするのが相当であり,逸失利益の中間利息控除についても,民事法定利率によるのが相当である。」として,原審・大阪地堺支判平成13年10月25日交通民集38巻1号20頁を是認),⑤大阪高判平成17年1月20日自保ジャーナル1595号15頁(前掲原審・⑥大阪地判平成16年9月27日を基本的に支持)。

(34) 大野裕「解説」自保ジャーナル1352号1面(2000年)。

(35) 村田正人「年2%判決について」自保ジャーナル1380号5面(2001年)。

(36) 潮見佳男『不法行為法』(信山社,1999年)278頁。

な解決を示唆する者もいた。たとえば、ケースバイケースによる控除率調整方式の主張⁽³⁷⁾、中間利息控除の問題は基本的には事実認定の問題としても、現状と5パーセントとの乖離は大きすぎ、裁判でやる場合には少なくとも当面、ここ10年ぐらひはかなりの低金利状態が続くから、3パーセントぐらひにし、それ以降は従来の5パーセントにしておくといった工夫が必要ではないか⁽³⁸⁾、さらに、「裁判官が個々の事案において『相当な認定』として法定利率と異なる中間控除の割合を適用することも否定すべきでないのではないか⁽³⁹⁾」というものである。

(2) 本平成17年判決に対する反応⁽⁴⁰⁾

まず、本平成17年判決は、9歳男児の交通事故死の事案で、「事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ」、「法的安定及び統一的処理」の必要から、「損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならない」旨判示した。同様に、本平成17年判決と同日に下された最判平成17年6月14日自保ジャーナル1595号10頁、交通民集38巻3号631頁も、18歳のアルバイト男子の死亡逸失利益について、本平成17年判決と同じ判断を示した。

次に、原審との関係でみると、本平成17年判決は、原審が「逸失利益算定の基礎収入を被害者の死亡時又は症状固定時に固定した上で将来分の逸失利益の現在価値を算定する場合には、中間利息の控除利率は裁判時の実質金

(37) 野村好弘発言・前掲注(31)交通民集31巻索引・解説号422頁。

(38) 淡路発言・同423頁。この点につき、河邊和義裁判官は、他の裁判所の交通部との協議会で、「特に労働能力の喪失期間が三年、四年という短期間の場合に、なお年五パーセントで資金運用し得ることを前提として、年五パーセントの割合で中間利息を控除したとすると、果たして『現実離れしている』という批判に耐えられるのだろうか」という懸念が表明されたという(同424頁)。

(39) 吉村良一「判批」判評517号21頁(判時1770号183頁)(2002年)。

利」（名目金利と賃金上昇率または物価上昇率との差）に従って計算するのが相当とした上で、将来における実質金利の変動を考慮しても「中間利息控除利率として年3%は十分に控え目な率」とその合理性を認めたものを破棄・差戻しとした。同日の他の平成17年判決も、原審が「民事法定利率によることに合理性が認められなければ他の数値を用いることも許される」とし、「経済成長と利殖による増殖との差」である「実質金利が民事法定利率とほぼ等しければ、中間利息の控除を民事法定利率によってすることにも合理性がある」が、過去の統計による「実質金利の数値は5%という数値とはほど遠い」ことから、年3%を「中間利息控除率として用いて逸失利益を算定することは十分に控え目な算定方法」と認容したものを破棄・差戻しとしたのである。そして、この差戻審・札幌高判平成18年3月23日自保ジャーナル1639号21頁は5%ライブニッツ式を認容した。

(40) 最判平成17年6月14日の評釈として、以下のものがある。①川井健「判批」NBL814号44頁以下（2005年）、②同「判批」金商1232号2頁以下（2006年）、③橋本佳幸「判批」法教306号別冊附録（判例セレクト2005）19頁、④丸山絵美子「判批」法セ609号128頁（2005年）、⑤河津博史「判解」銀法654号59頁（2005年）、⑥二木雄策「判批」ジュリ1308号128頁以下（2006年）、⑦尾島茂樹「判批」金沢法学48巻2号266頁以下（2006年）、⑧齋藤修「判批」判評566号27頁（判時1918号189頁）以下（2006年）、⑨新美育文「判批」リマークス33号30頁以下（2006年）、⑩高橋眞「判批」ジュリ1313号88頁（平成17年度重判解説）（2006年）、⑪青野博之「判批」法教304号166頁以下（2006年）、⑫前田陽一「判批」判タ1196号43頁以下（2006年）、⑬小野秀誠「判批」民商133巻4＝5号260頁以下（2006年）、⑭渡邊知行「判批」銀法655号78頁以下（2006年）、⑮國生一彦「判批」金商1231号16頁以下（2006年）、⑯大内義三「判批」金商1234号53頁以下（2006年）、⑰丸山一郎「判批」損保研究67巻4号239頁以下（2006年）、⑱山口聡也「判解」ひろば59巻3号55頁以下（2006年）、⑲山下満「判解」判タ1215号102頁以下（平成17年度主要民判解説）（2006年）、⑳中村也寸志「判解」曹時59巻9号281頁以下（2006年）。また、原告側代理人から、㉑中村誠也・青野渉・法セ615号22頁以下（2006年）、被告側代理人から、㉒田中登・自保ジャーナル1595号2頁以下（2005年）、がある。

前稿で示したとおり⁽⁴¹⁾、平成17年判決が中間利息の控除割合を民事法定利率年5%（民法404条）とする理由は、①民法404条の沿革的理由、②破産法等民法以外の法律における議論、③法的安定性及び統一的処理の必要性、④被害者相互間の公平の確保・損害額の予測可能性による紛争の予防、に要約できる。

これら平成17年判決に対する批判は少なくない。たとえば、「実質利率説を正面から否定し、民事法定利率によるべき」とした平成17年判決の「結論の妥当性のみならず、解釈論的にも疑問がある⁽⁴²⁾」、「結論には問題があるように思われ」、民事法定利率5%によるべきとの「根拠は、説得力のあるものとはいえない⁽⁴³⁾」、「判旨に疑問を持つ⁽⁴⁴⁾」というものである。次に、「貸付の場合と預貯金の場合とでは利率が異なること」、「かかる形での統一的処理は、同時代では公平でも、経済状況」の異なる時代の被害者間では実質的不公平が存在する」こと、「民事法定利率という形での統一化を図り、民法がこれを予定していると解することがそもそも妥当かは、直接の明文規定が存在しない以上、問題とし得る⁽⁴⁵⁾」、「『金利水準の変動を反映させる仕組』を考える必要がある」旨^{(45)'}指摘された。

また、中間利息控除を実質金利で行うとする立場から、平成17年判決の理由付けに対して、以下のような反論⁽⁴⁶⁾がみられた。すなわち、民法404条

(41) 拙稿「逸失利益算定における中間利息控除割合の合理性（1）—最高裁平成17年6月14日判決を契機として—」広島法科大学院論集4号101頁（2008年）。

(42) 新美・前掲注(40)⑨リマークス33号31頁。

(43) 円谷峻『不法行為法 事務管理・不当利得—判例による法形成—』（成文堂、2005年）158頁。同旨、小野・前掲注(40)⑬267頁。

(44) 齊藤・前掲注(40)⑧判評566号27頁。具体的には、法的安定性や画一的処理よりも近年の低金利や被害者保護を重視し、「4%以下の利率で控除するほうが、はるかに説得力がある」（31頁）と述べる。同「中間利息控除の割合について」交通法研究35号106頁以下（2007年）も参照。

(45) 丸山・前掲注(40)④法セ609号128頁。

(45)' 加藤雅信『新民法大系Ⅲ債権総論』（有斐閣、2005年）37頁。

の「利息を生ずべき債権」の「利息」とは、「名目金利」を指しており、「実質金利」が適用されるべき逸失利益の中間利息控除の割合については、民法404条は適用の前提を欠くから、そもそも「5%を採る法的根拠」は明文にはない。当該事件における複数当事者（債権者）間の「統一的処理」が必要な民事執行法や破産法ほかの倒産法において明文を必要としたが、これは中間利息控除の割合に当てはまらない。さらに、逸失利益の算定根拠となる賃金や生活費控除等は、フィクションであり、個々の訴訟における裁判官の認定にかかっていると、中間利息控除割合のみを統一することに意味はない。中間利息控除は、当事者間の公平を目的としてなされる損害額の調整であり、その割合の決定は事実認定の問題である。実質金利の予測は、名目金利の予測ほど困難ではないから、一定の立証活動を前提に、裁判官の認定が可能であるとした。

次に、中間利息の控除割合については、民法の直接の定めがないから、法の不存在を埋めるために、民法を活用するほかないが、民法404条が「別段の意思表示がないときは」とあるように、同条は任意規定であり、92条の類推適用により慣習を根拠に民法404条の修正は可能で、現在の低金利時代における実質金利はまさにこの慣習に該当し、よって実質金利に基づいて逸失利益の中間利息の控除割合を決定すべき旨⁽⁴⁷⁾主張された。

さらに根本的に、逸失利益の算定は「被害者の将来の所得の現在価値を求め」ことだから、「本来的には所得の問題であって金利の問題ではない。したがって、まず将来の所得を推計し、その上でその現在価値を求めなければならず、「そこでは現在の所得を基にして将来の所得を推計するための経済成長率やインフレ率がまず問題になり、その上でこの将来所得を現在価値に換算するための利子率が問題になる」という立場⁽⁴⁸⁾から、「判決の結論そのものの当否は措くとしても、そこに到達するまでの最高裁の論理には不

(46) 尾島・前掲注(40)⑦金沢法学48巻2号274-276頁参照。

(47) 川井・前掲注(40)①NBL814号47-48頁(2005年)参照。

備がある⁽⁴⁹⁾』という批判⁽⁵⁰⁾がある。まず、中間利息控除割合につき、「逸失利益の算定では現在の所得を基礎収入とする以上、経済成長率を考慮した実質利子率が割引率として用いられなければ公平を欠くという原審の判断」を「否定するためには、実質金利を割引率として用いるという算定方法そのものを否定しなければならない」が、「最高裁の判決文にはこの否定の論理がない。」「最高裁は問題の本質を的確に捉えてはいない。」と批判する。次に、「被害者相互間」の公平につき、「最高裁の判断は5%という表面上の数値だけにこだわり、経済の実態を無視している。逸失利益が被害者にとって公平なものかどうかは、それを算出するための割引率が経済の実態を反映するかどうかにかかって」おり、「同じ5%の割引率を適用すれば、現実の経済動向に関係なく、被害者間の公平が保たれるというわけではない。」「被害者と加害者との間の公平」につき、「逸失利益が当事者間の公平をもたらすかは(所得の成長率やインフレ率を無視したとしても)、算定に用いられた割引率が現実を反映するか否かに懸かっている」が、「5%という法定利率を現実の利率と対比させるという視点は最高裁の判決では欠落してしまっている」と批判する。さらに、法的安定性と統一的処理につき、「問題は算定方法そのものの当否であって、このことの検討を抜きにして法的安定性や統一的処理を持ち出すのは単なる『継続の尊重』にしかすぎ」ず、もし従来の枠組み

(48) 二木・前掲注(40)⑥ジュリ1308号129-133頁参照。すなわち、逸失利益の算定において問われなければならないのは、「一定の年収を割り引く割引率として利子率を用いる方法が正しいかどうか」、「成長率やインフレ率をも考慮した割引率を用いるべきではないか、という割引率についての質的な選択の問題である」(同130頁)。札幌地裁や札幌高裁が「5%未満の割引率を用いるべき」としたのは、「基礎収入を一定とする限り、逸失利益を算定するための割引率は名目金利ではなく所得成長率をも考慮した実質金利によるべき」という考え方を採ったからで、争点は「利子率の大きさではなく、逸失利益の算定方法」という(同130頁)。

(49) 同・133頁。

(50) 同・131-133頁参照。

不公正な結果をもたらし、論理上の欠陥を持っているならば、継続性が崩れ、裁判官により判断が異なることになっても、「公正で論理的な新しい枠組みを作り出さなければなら」ず、それが「司法の責任」と主張する。

同様の問題関心⁽⁵¹⁾から、基礎収入の認定においては将来の物価変動が考慮されないのに対し、民法404条が適用される中間利息控除においては、名目利率（＝実質利率＋インフレ率（物価変動率））を擬制した法定利率を採用するため、物価変動が考慮されていることが問題である。よって、「実質利率に物価変動率を加えた名目利率が5%と法定されているならば、その内の何%が実質利率であり、何%が物価変動率を法的判断として」割り切りを行い、「割り切りにより犠牲された実質利率による中間利息控除を行」うことを主張する。こうして、「本件最高裁のいう法的安定性及び統一的処理の必要性並びに被害者間の公平及び損害額の予測可能性は確保できる」とする。

Ⅲ 最高裁平成17年6月14日判決以降の状況

本平成17年判決が、最高裁として初めて、被害者の将来発生する逸失利益を現在価額に換算する中間利息の控除割合は「民事法定利率」と明示したため、その後、被害者側が年5パーセント未満と主張⁽⁵²⁾したとしても、通らなくなってしまった⁽⁵³⁾。

たとえば、被害者側が、「被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補って、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする」わが国の不法行為に基づく損害賠償制度の趣旨から、「通常の運用として採用されるべ

(51) 新美・前掲注(40)⑨リマークス33号33頁。すなわち、「逸失利益の算定において、基礎収入の認定につき物価変動が考慮されているならば、法定利率を採用することは許されるが、算定基準時の収入額に固定するかぎりは、実質利率による中間利息控除がなされるべき」（同33頁）という。

き定期預金利率と賃金変動率から得られる実質運用利回りが、過去五〇年間のどの時点を開始にしても年一・五パーセントを超えず、どのような経済情勢、金利状況及び貨幣価値の推移があってもほぼ安定していることは歴史的な事実」として、「控え目にみて年二パーセントを超えない利率」(福岡高判平成17年8月9日交通民集38巻4号899頁の控訴人)、「近年の金利水準な

-
- (52) たとえば、①さいたま地判平成20年7月30日LEX/DB28142029の原告らは、高校3男子の学校事故による死亡逸失利益につき、中間利息の控除方式についてライブニッツ方式をとる場合、中間利息の控除割合を年2%として計算すべきと主張した。すなわち、「中間利息を控除する根拠は、加害者、被害者間の不公平を解消する点にあるところ、控除すべき利息は、遺族が受け取る金額を元本として運用した場合に得ることのできる運用利益としての利息であって、その控除率は、市民層の一般的な運用方法である定期預金の金利を基準に計算すべきである。民法404条が定める民事法定利率は、金銭債務の遅延損害金や利息について、当事者間に合意のない場合に法律が一定の利率を定めたものであり、また任意に相手方に金銭を支払わない者に対する一種の制裁的要素をも有するものであって、逸失利益算定の際に控除すべき利息とは適用される場面を全く異にする。」「Aが死亡した平成16年5月当時、預入金額1000万円以上、預入期間10年の定期預金の金利は、年0.227%の低金利の状態である。近時の公定歩合、銀行預金利率、経済情勢の客観的状況及び予測等を総合勘案すれば、今後も長期にわたって低金利時代が続く蓋然性は非常に高く、仮に上昇するとしても、平均して年5%の運用利回りにまで上昇することを想定することは全く不可能である。」「したがって、加害者と被害者との間の公平を図るためには、現在及び将来の金員の一般的な運用利益を考慮して、年2%とするのが合理的である。」(但し学校側の責任を認めなかった。)また、②横浜地判平成17年9月22日交通民集38巻5号1306頁の原告は「中間利息控除計算の基準金利は、近時の金利水準に照らし、年利三パーセント」と主張した。
- (53) 典型的には、たとえば、58歳の専業主婦の後遺障害逸失利益につき、原告が中間利息の控除割合を年2パーセントと主張しても、①東京地判平成18年10月26日交通民集39巻5号1472頁は、単に「控除すべき中間利息は五パーセントが相当」とした。同様に、25歳の有職男子の後遺障害逸失利益につき、原告が年4パーセントのライブニッツ係数により中間利息を控除して請求しても、②名古屋地判平成19年5月8日交通民集40巻3号589頁は、特に理由も付けず、年5パーセントのライブニッツ係数を採用した。

どにかんがみれば、中間利息の控除率は年4パーセントが相当」（千葉地判平成17年6月23日LEX / DB28101676の原告）、と主張しても、以下のような論理や理由で、斥けられた⁽⁵⁴⁾。

すなわち、「民法四〇四条が法定利率として年5パーセントと定めている趣旨」や「法的安定及び統一的処理が必要である場合の現行法上の他の規定の趣旨」を前提に、損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の利率は、民法が予定する「民事法定利率によるのが相当」（福岡高判平成17年8月9日交通民集38巻4号899頁）、あるいは、平成17年判決を引用し、将来の金利水準の予測困難

(54) 他にも、大学2年男子の死亡逸失利益につき、「近年の低金利が継続している状況を踏まえると、中間利息の利率は年一パーセントとすべき」とする原告らの主張に対し、①東京地判平成18年2月22日交通民集39巻1号245頁は、平成17年判決を引用し、「交通事故による被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息は、民法所定の年五分の割合によるべき」と判示した。②大阪高判平成19年4月26日自保ジャーナル1715号2頁も、14歳の中学女子の死亡逸失利益につき、平成17年判決を引用し、法的安定及び統一的処理の観点から、「損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならない」と判示した。同様に、21歳大学生女子の後遺障害による将来の逸失利益や将来の介護費用につき、原告が中間利息控除割合を2パーセントとして請求したところ、③東京地判平成19年5月30日交通民集40巻3号720頁は、平成17年判決を引用し、「将来介護費等将来の費用を現在価額に換算するために控除すべき中間利息についても同様に考え」民法所定の年五分の割合によるべき旨判示した。さらに、薬剤師として勤務する24歳男子の過重労働による死亡逸失利益につき、原告は「近時の公定歩合が一パーセントをはるかに下回っていること等を考慮し、年二パーセントの割合で中間利息を控除するのが相当」と主張したが、④名古屋地判平成19年10月5日労働判例947号5頁は、平成17年判決を引用し、「中間利息控除については、民法所定年五分の割合により」「ライブニッツ法により行うのが相当」と判示した。⑤大阪地判平成19年10月25日自保ジャーナル1736号2頁は、35歳女子大卒のアルバイト女子の後遺障害逸失利益につき、平成17年判決を引用し、「損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率（年5%）によらなければならない」と判示した。

性、将来の請求権の現価評価に関し一律に法定利率による中間利息控除を定める現行法（破産法、会社更生法等）の法的安定及び各事案の統一的処理の趣旨、不法行為時から生じる年5%の遅延損害金との均衡、交通事故における損害額算定の客観性、公平平等の見地から、「将来の請求権である逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率年5パーセントの割合によるのが相当」（千葉地判平成17年6月23日LEX/DB28101676）とした⁽⁵⁵⁾。

さらに、被害者側が、本平成17年判決に対して、「これまでの過去の裁判例が、経済や数学に弱く、著しく不合理、不公平であることに気付かず、誤った判断を積み重ねてきてしまったことを正す勇気がなかった」「不当な判決」（名古屋高判平成18年2月15日判時1948号82頁の第1審原告）と主張しても、裁判所は、平成17年判決を引用し、中間利息の控除割合は「民事法定利率」による旨判示した。理由も、平成17年判決が挙げる「民法四〇四条において民事法定利率が年五分と定められた理由（欧州諸国の一般的な貸付利率や我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、通常の利用方法によれば年五分の利息を生ずべきものと考えられた。）」、「事案ごとに裁判官の判断が区々に分かれることを防ぐ」ために「将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方」の採用、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算する場合も同様に法定利率が予定されたこと（名古屋高判平成18年2月15日判時1948号82頁）が、挙げられた。

かくして、現実の実務では、効率性や裁判予測を重視するあまり、損害賠償額の目減りに対し冷淡であり、公平を欠いている⁽⁵⁵⁾と思われる。以下では、被害者側の新たな主張とそれに対する裁判所の判断について概観したい⁽⁵⁶⁾。

(55) 同旨、札幌地判平成17年11月2日判時1923号77頁。

一 被害者側の主張

1 ホフマン方式の主張

周知のように、中間利息の控除方式については、単利方式であるホフマン方式と複利方式であるライブニッツ方式が存在するが、従来このいずれの方式も不合理とはいえないとして実務上是認されてきた（最判昭和53年10月20日民集32巻7号1500頁，最判昭和54年6月26日交通民集12巻3号607頁，最判平成2年3月23日判時1354号85頁，最判平成8年1月18日自動車保険ジャーナル1141号2頁）。前述した東京・大阪・名古屋の3地裁判民事交通事故専門部の「共同提言」は、平成12年1月1日以降ライブニッツ方式によるとした⁽⁵⁷⁾。

しかし、被害者側としては、中間利息の控除割合が裁判上民事法定利率年5%に確立されたとしても、なお中間利息が控除されすぎているとして、中間利息の控除方式について実務上ライブニッツ式によっているものの、議論する余地がある⁽⁵⁸⁾。そこで、まず、中間利息の控除方式は単利のホフマン方式を採用すべき旨の主張が考えられる⁽⁵⁹⁾。平成17年判決が事案ごとに取

(55) 加藤・前掲注(45) 36頁も、「法定利率が市場利率と一致しないという問題は、裁判の公正さ、迅速性の阻害要因」という。小野・前掲注(40) ⑬269頁も、「被害者に不利なことが明らかであるのに、一時期しか対応しえない硬直な法定利率によることこそ、問題がある」とする。

(56) 本稿では、本平成17年判決後の被害者側の新たな主張、①中間利息の控除方式につきホフマン式の可否、②損害賠償金の請求方法につき一時金賠償方式に代えて定期金賠償方式の可否については、紙幅の都合上、原告の主張と裁判所の判断を概観するにとどまる。これらの問題についての考察は、別稿に譲り、今後の課題としたい。

(57) 井上・中路・北澤・前掲注(1)判時1692号162頁以下。いわゆる賃金センサスの男女別全年齢平均賃金を基礎に中間利息をライブニッツ方式により控除する「東京地裁方式」による逸失利益算定の統一化である。ちなみに、新美・前掲注(40) ⑨リマックス33号33頁は、代わりの方策としては、基礎収入の算定期間固定説を改め、算定基準時の収入額に割り切りにより得られた物価変動率を乗じた額を用いることが妥当ではないかという。

り扱いが異なることを重視するならば、中間利息の控除方式についても、平成17年判決が援用する各法条と同じ取り扱い(単利で中間利息を控除)

-
- (58) 大島眞一「ライブニッツ方式とホフマン方式」判タ1228号53頁以下、特に64、65頁(2007年)は、現在の金利情勢等から、年5%の複利で中間利息を控除するライブニッツ方式は控除しすぎるとして、ホフマン方式の採用を主張する。
- (59) 既に本平成17年判決以前より、①札幌地判平成15年7月23日自保ジャーナル1555号19頁の原告は、19歳専門学校男子の死亡逸失利益につき、低金利を理由にホフマン方式による中間利息控除を主張した。②大阪地判平成17年2月14日交通民集38巻1号202頁の原告は、51歳の会社員男子の死亡逸失利益につき、仮に中間利息の控除率を年5%にするのであれば、予備的に中間利息の控除方法を新ホフマン方式とすることを求め、大阪地方裁判所では、50歳以上の年齢であれば、統一方式後もホフマン方式が採用されたことがあると主張した。最近でも、③平成17年判決が「中間利息の控除において法定利率を採用する以上、控除方式としては、特段の事情がない限り、民法四〇五条が定める原則である単利に相当する方式、すなわちホフマン方式を採用すべき」(名古屋地判平成19年7月31日交通民集40巻4号1064頁の原告)、④「中間利息控除の計算方法として、民法が利息については単利計算を原則とする旨を定めていると解されることに照らして、ホフマン方式を採用すべき」(前掲東京地八王子支判平成19年9月11日の原告)、⑤「逸失利益の算定に当たって中間利息を控除する方式として、民事法定利率年5分での単利方式であるホフマン方式(将来取得する債権額を毎年均等に取得するという前提に立つ複式ホフマン方式をいうものと解される。)を採用すべき」(札幌高判平成20年4月18日LEX/DB28141135の原告)と主張された。

さらに、「単利が原則」を根拠づけるために、①「倒産法の中間利息計算実務は単利でなされ、複利で計算されていないのが実情であること、加害者の支払利息には遅延損害金もあるが、これは単利で計算されること、中間利息控除利率のみ複利で計算することは不公平であること、民法四〇五条で複利計算が一般的に許されないのに、被害者の運用利率のみ複利が許されるのであれば、被害者にあまりに不利で、被害者と加害者の損害分担の公平の理念に反すること」(名古屋地判平成19年7月31日交通民集40巻4号1064頁の原告)、②「民事執行法88条2項、破産法99条1項2号(旧破産法<平成16年法律第75号による廃止前のもの>46条5号も同様)、民事再生法87条1項1号、2号、会社更生法136条1項1号、2号により中間利息を控除するに当たってホフマン式が採用されている」(前掲最判平成17年6月14日の差戻審・札幌高判平成18年3月23日自保ジャーナル1639号21頁の控訴人)、を挙げている。

にすることが考えられる⁽⁶⁰⁾からである。

たとえば、大阪地判平成18年11月16日交通民集39巻6号1598頁の原告は、18歳男子の後遺障害逸失利益につき、「中間利息の控除に関する問題のうち、控除利率は民事法定利率（年五％）によらなければならないとする最高裁判所の判例が示されたが、被害者間の公平や画一的取扱いの要請が取り上げられたものであり、不法行為の基本理念である加害者と被害者との間の損害分担の公平に反している。」「ひとまず控除利率の問題について判例を尊重し従うとしても、中間利息控除の計算方式については、遅延損害金計算の規定が単利であること、現実の超低金利状況、最高裁判所自身ホフマン方式による中間利息の控除を違法としていないこと等にかんがみると、被害者側が一年ごとに複利運用できると擬制するライブニッツ方式は、余りにも不当であり、単利で計算するホフマン方式によるべきである」という。

同様に、大阪高判平成19年4月26日自保ジャーナル1715号2頁の原告らは、14歳の中学女子の死亡逸失利益につき、平成17年判決を引用し、「法定利率により中間利息を控除する場合、複利によるライブニッツ係数によるのではなく、単利によるホフマン係数を用いなければならない」とするのが、平成17年判決から導き出される当然の論理的帰結と主張した。

また、札幌地判平成17年11月2日判時1923号77頁の原告は、歯科医の不法行為による25歳有職男子の後遺障害逸失利益につき、中間利息の控除割合については平成17年判決に従って年5パーセントを採用するが、「年5パーセントという数値は、現価算定の割引率として実社会における実質的な運用利益と比較してあまりにも高率に過ぎる」ところ、「控除率につき、社会の実態を無視した利率を採用しながら、控除方式のみは社会の実態に合わせてライブニッツ方式を採用し、複利とする」ことは、一貫しないばかりか、結果の妥当性を欠く。平成17判決が援用する「民事執行法八八条二項、破

(60) 中村・青野・前掲注(40)②法セ615号25頁参照。

産法九九条一項二号, 民事再生法八七条一項一号, 二号, 会社更生法一三六条一項一号, 二号」は, 「いずれもホフマン方式による中間利息控除を定めたものであるから, 逸失利益の算定において控除すべき中間利息についても, ホフマン方式を採用することが一貫する⁽⁶¹⁾」。さらに, 「同判決が金員は年五パーセントの割合で増殖することを擬制するのであれば, それに重ねてライブニッツ方式を採用することにより, 金員は年五パーセント複利で増殖することを擬制する結果になる」。そうすると, 「加害者が損害賠償の支払を遅らせた場合には, 加害者は支払うべき金額につき年五パーセント複利で利殖をすることになり, 一方で損害賠償請求権の遅延損害金は年五パーセント単利であるため, 加害者は支払を遅らせれば遅らせるほど, 複利と単利の差額分を利得してしまうことになる⁽⁶²⁾。」よって, 「ライブニッツ方式の採用は, 遅延損害金により加害者の債務の履行を促進するという法の趣旨とも矛盾する」から, 「中間利息を控除するに際しては, ライブニッツ方式ではなく, より被害者に有利なホフマン方式を採用」すべきである。

さらに, 名古屋地判平成17年10月4日交通民集38巻5号1354頁の原告は, 19歳の専門学校生男子の後遺障害による逸失利益につき, 「倒産法規定

(61) 同旨, 本平成17年判決は, 「逸失利益の現価算定における中間利息の控除率の判断について, 民事執行法, 破産法, 民事再生法, 会社更生法等における中間利息控除の規定を類推適用するか, 又はその趣旨を援用したものと解される」ところ, 「各種倒産法等における中間利息控除は, 単利式で行われるのであるから, 逸失利益の算定における中間利息控除に当たっても, 複利式であるライブニッツ方式ではなく, 単利式であるホフマン方式によるべき」(さいたま地判平成20年7月30日LEX/DB28142029の原告)。

(62) 同趣旨, 「損害の発生が事故の発生と同時に生じるという前提をとる場合, 事故時から口頭弁論終結時までの中間利息を複利計算で控除した上で, そこに単利の遅延損害金を付すとすれば, 加害者の不履行によって運用の可能性を奪われたにもかかわらず, それが可能であったことを前提にすることになって矛盾である。少なくとも, 事故時から口頭弁論終結日までの損害に関する中間利息の控除は, 単利での計算が採用されるべき」(福岡高判平成17年8月9日交通民集38巻4号899頁の控訴人)。

を中心とする現行法の控除方法は、本来単利方式によるべきであるし、民間の金利では、複利計算は禁止されている。」「被害者に重度の後遺障害を残した事案においては、被害者は損害金を低金利下で運用し、生活していかなければならないことに鑑みると、ライブニッツ方式を採用することは、被害者に酷である」一方、ホフマン方式は、平成17年判決が理由とする「統一的処理、倒産法制との関連性からは理想的である」し、「不法行為の理念である被害者と加害者との間の損害分担の法理にも適する」上、「かつてホフマン方式によって将来の損害金を計算された若年被害者も存在する以上、被害者間の不公平の問題も生じない。」よって、「中間利息控除利率は五パーセント、控除方法はホフマン方式によるべき」と主張した。

さいたま地判平成20年7月30日LEX / DB28142029の原告らは、高校3年男子の学校事故による死亡逸失利益につき、本平成17年判決は、「逸失利益の現価算定における中間利息控除の問題を事実認定の問題ではなく、法規適用の問題ととらえる立場を選択したと解されるどころ、事実認定の問題ととらえる立場と整合性を持つライブニッツ方式ではなく、各種倒産法等の法規適用にその根拠をもつホフマン方式と整合性がある。」よって「中間利息の控除率について、年5%とする場合には、その控除方法については、ホフマン方式が採用されるべき」旨主張した。

最後に、「中間利息控除の方式については、単利方式である新ホフマン方式の方が民法の趣旨に合致するし、被害者保護の精神に照らしても、被害者に有利な新ホフマン方式を採用すべき」（大阪地判平成19年3月28日交通民集40巻2号453頁）ことが主張された。

2 定期金賠償方式の主張

前掲東京高判平成13年6月13日も、「逸失利益の損害賠償を請求する被害者は、これを不満とするのであれば、一時金による賠償ではなく、中間利息の控除という問題を生じない定期金による賠償（民事訴訟法一一七条参照）

を請求するという方法も採り得る」と付言する。従来、この定期金賠償方式は、長期にわたる賠償金の支払になるため加害者側の履行確保の問題が生じ、積極的に主張されることが少なかった。被害者側としては、より根本的に損害賠償金の請求方法として、定期金賠償方式について真剣に検討すべき時期に来ているのかもしれない⁽⁶³⁾。特に、死亡逸失利益につき定期金賠償方式を主張する合理性や、被害者の申立てがない場合であっても定期金賠償を命じることができるかが問題となる。

そこで、次に、従来からの一時金賠償方式に代えて、定期金賠償方式に基づく損害賠償請求が考えられる⁽⁶⁴⁾。たとえば、大阪地判平成17年6月27日交通民集38巻3号282頁の原告らは、18歳の高校3年男子の死亡逸失利益につき、「不法行為による損害賠償の方法については、一時金賠償方式のみしか認められないとは現在では考えられていない。後遺障害逸失利益や将来の介護費用についての定期金請求は、将来の時間的経過に伴って損害が具体化するという実態に沿うものであり、損害賠償請求権者の選択により定期金請求が当然認められる」とし、「死亡逸失利益についても、被害者が生きていたなら将来得られたであろう利益をてん補するものであるから、被害者が各年齢になったら得られたであろう金額から生活費を控除した残額を、それが得られるであろう各時期に定期金として支払う方式が一括して支払う方式より合理的であり、「我が国の社会では、月給制がほとんどであるから、毎月払いの定期金支払が一番適している」と主張する。特に、「一時金賠償方式においては、通常民事法定利率である年5%で中間利息を控除している

(63) 淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』(有斐閣, 1984年)159頁, 楠本安雄『人身損害賠償論』(日本評論社, 1984年)156頁, 吉村良一「判批」民商89巻1号137頁(1983年), 倉田卓次「年金賠償再論」判タ854号8頁以下(1994年), 同「定期金賠償」浅井登美彦・園尾隆司編『現代裁判法体系7』(新日本法規, 1998年)191頁以下, 藤村和夫「中間利息控除割合—その議論の終焉と新たな議論の構築に向けて—」賠償科学28号133頁(2002年), 同「判批」交通民集34巻索引・解説号328頁(2004年)参照。

が、昨今のように実勢利率が極めて低い水準で推移している状況の下では、法定利率と実勢利率との乖離の問題が生じている。死亡逸失利益について定期金賠償方式を採れば、このような中間利息の問題は生じない」から、「実質的な観点からしても、死亡逸失利益について定期金賠償方式を採る意味がある。」よって、「死亡逸失利益について、一時金として請求するか、定期金として請求するかは、それが損害賠償義務者の支払を著しく煩瑣にするなど権利の濫用と評価されるような場合を除いては、損害賠償請求権者の選択に委ねられるべきである」と主張した。

他にも、横浜地判平成17年9月22日交通民集38巻5号1306頁の原告らは、21歳の銀行員女子の死亡逸失利益につき、24歳になるまでの3年間の死亡逸失利益については一時金賠償を求め、平成17年から平成26年までは、命日である8月11日を支払日として定期金賠償方式による支払を求め、平

(64) 既に、①東京地判平成15年7月24日判時1838号40頁、自保ジャーナル1504号2頁の原告は、3歳と1歳の女兒の死亡逸失利益につき、18歳になる年の命日から33歳になる年の命日までの15年間について命日毎の定期金賠償方式による支払い、以後の死亡逸失利益については16年目の命日を期限とする一括払いを求めた。「定期金賠償方式によるならば、一時金賠償方式による場合の中間利息控除における法定利率と実勢利率との乖離という困難な問題に直面せずに済むのであるから、この場合に定期金賠償方式を採用することに有意性があることは明らか」と主張していた。②大阪高判平成17年1月20日自保ジャーナル1595号15頁の原告も、30歳大学院男子の死亡逸失利益について定期金賠償を求める根拠として、「一時金賠償方式により死亡逸失利益を算定する際に、年5%の割合で中間利息を控除する運用が定着しているが、この中間利息控除率が現時点における実勢利率と乖離しているところ、定期金賠償によりこれを回避することができ、損害の公平な分担の法理からして、定期金賠償を採る意味がある」と主張した。また、③盛岡地二戸支判平成17年3月22日判時1920号111頁、自保ジャーナル1595号19頁の原告らも、7歳女子の死亡逸失利益につき、18歳になる年から33歳になる年までの15年間につき、毎年命日に基礎収入の年額から中間利息を控除しない額を定期的に支払い、その後に残額を一括払いすることを主張した。原告らは、定期金賠償を求める実質的な理由として、中間利息控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離を解消することを挙げた。

成27年8月11日に、67歳になる年までの逸失利益の残額の一括支払を求めるといふ折衷的な考え方を主張した。同様に、東京地八王子支判平成19年9月11日交通民集40巻5号1186頁の原告は、8歳男児の死亡による逸失利益につき、18歳から32歳となる15年間分は定期金賠償方式による支払を、33歳となる年にそれ以降の逸失利益を一時金賠償方式による支払を求めた。理由としては、いずれも、一時金賠償方式においては、実務上民事法定利率である年5分で中間利息を控除していることから、昨今のように実勢利率が極めて低い水準で推移している状況の下においては、法定利率と実勢利率との乖離の問題が生じているところ、死亡逸失利益についても、定期金賠償方式をとれば、このような中間利息の控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離という問題を生じないため、実質的な意味があると主張された⁽⁶⁵⁾。

二 裁判所の判断

1 ホフマン方式の可否

(1) 肯定例

将来の逸失利益の算定にあたり中間利息を単利のホフマン式で控除する判決は、ごく少数である。たとえば、福岡高判平成17年8月9日交通民集38巻4号899頁は、「利息に関して、民法は、その四〇四条で法定利率を定め

(65) 同旨、①「死亡逸失利益について定期金賠償を求める実質的根拠として、一時金賠償により死亡逸失利益を算定する際に、年5%の割合で中間利息を控除する運用が定着しているが、この中間利息控除率が現時点における実勢利率と乖離していることを挙げ、これを回避するために定期金賠償を採る意味がある」(大阪地判平成17年6月27日交通民集38巻3号282頁の原告ら)。②14歳の中学女子の死亡逸失利益につき、「昨今のように実勢利率が極めて低い水準で推移している状況の下においては、法定利率と実勢利率との乖離という問題が生じているところ、定期金賠償方式を採れば、中間利息の控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離という問題は生じないので、実質的な観点からしても、死亡逸失利益について定期金賠償方式を採る合理的理由がある」(大阪高判平成19年4月26日自保ジャーナル1715号2頁の原告ら)。

る一方、これに続いて同法四〇五条で利息の元本への組み入れ、すなわち法定重利（複利）について特別の要件を定めて」おり、「その要件を具備した場合に初めて法定重利（複利）を認める反面、そうでない場合には、利息については単利計算を原則とする旨を定めている」と解した。「それ自体が利息に関する問題である中間利息の控除においても、民法がその四〇四条に定める年五パーセントの法定利率を採用する以上、その法定利率による控除方式としては、特段の事情がない限り、民法四〇五条が定める原則である単利に相当する方式、すなわちホフマン方式を採用するのが、民法の定めるところにより合致している」と判示した。特に「本件においては、その計算の基礎となる控訴人の収入について、謙抑的にその事故前の実収入を基礎としているのであるから、ホフマン方式によるのが相当」とした⁽⁶⁶⁾。

札幌高判平成20年4月18日LEX/DB28141135は、複利のライブニッツ方式により民事法定利率年5分で中間利息を控除した原審に対し、「民事執行法等における中間利息の控除に当たっては、複利方式であるライブニッツ方式ではなく、民法が前提とする単利計算（民法405条）を用いたホフマン方式により行われている」から、「法的安定及び統一的处理の見地からすれば、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するための方式は、ホフマン方式によらなければならない」と判示した。「実質的に考えても、本件のように逸失利益算定の基礎収入を被害者の死亡時に固定した上で将来分の逸失利益の現在価値を算定する場合には、本来、名目金利と賃金上昇率又は物価上昇率との差に当たる実質金利に従って計算するのが相当である」から、「本件事故時における実質金利が法定利率である年5パーセントを大幅に下回っていたことは公知の事実である」にもかかわらず、「法的安定性の見地から民事法定利率を用いるべき」と解する以上、被害者が被った不利益を補填して不法行為がなかった状態に回復させること

(66) ちなみに、後遺障害による逸失利益については、現在価額算定の基準時の問題（事故時か症状固定時か）もあるが、本稿では検討の対象としない。

を目的とする損害賠償制度の趣旨からして、被害者が受け取るべき金額との乖離がより少ないと考えられるホフマン方式を用いるのが相当」と判示した。

(2) 否定例⁽⁶⁷⁾

-
- (67) たとえば、①名古屋地判平成17年10月4日交通民集38巻5号1354頁は、平成17年判決が、「法的安定及び統一的处理」より、「被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合は、「民事法定利率」と判示した。「ライブニツ方式及びホフマン方式のいずれも中間利息控除の算定方式として合理性を欠くものではないが、現在の判決例の多くは、年利五パーセントのライブニツ方式を採用しており、年利五パーセントのホフマン方式による判決例は少数にとどまることからすれば」、「法的安定及び統一的处理の必要」から、「年利五パーセントのライブニツ方式を用いて、中間利息を控除するのが相当」とした。②大阪地判平成18年11月2日自保ジャーナル1707号11頁は、17歳高校生女子の死亡逸失利益につき、「一般に利殖は複利で行われること、現時点では、ほとんどの下級審裁判所において、基礎収入の認定方法との関連性を持たせながら、中間利息控除の計算方法としてはライブニツ方式が採用されている」ところ、「事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息控除の計算方式についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争予防を図る」ということを考慮すると、「中間利息控除の計算方式としてホフマン方式をとることは相当でない」と判示した。また、「遅延損害金の計算が単利であることについては、中間利息控除の問題と趣旨が異なるので、必然的にホフマン方式を採用することとはならない」。よって、「原告主張の点を考慮しても、中間利息控除の計算方式としては、ライブニツ方式を採用することが相当」と判示した。③大阪地判平成18年11月16日交通民集39巻6号1598頁は、中間利息控除の計算方式について、「一般に利殖は複利で行われること、現時点では、ほとんどの下級審裁判所において、基礎収入の認定方法との関連性を持たせながら、中間利息控除の計算方法としてはライブニツ方式が採用されている」ところ、「事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息控除の計算方式についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争予防を図る」ということを考慮すると、「中間利息控除の計算方式としてホフマン方式をとることは相当でない」と判示した。「また、遅延損害金の計算が単利であることについては、中間利息控除の問題と趣旨が異なるので、必然的にホフマン方式を採用することとはならない」。よって、「原告主張の点を考慮しても、中間利息控除の計算方式としては、ライブニツ方式を採用することが相当」と判示した。④大阪

地判平成18年11月30日自保ジャーナル1713号20頁は、7歳小学女子の死亡逸失利益につき、中間利息の控除方式について、ライブニッツ方式は、「一般的な資金運用の在り方に合致」し、「相応の理論的根拠を有する控除方式」といってよい、また、「民法所定の遅延損害金が年5分の単利計算によるとされていること」や、「民法404条、405条等の各規定から、当然に法が新ホフマン方式による中間利息の控除を予定していると解すべきものでもない。」と判示した。「近時の金利動向に照らし、安定的な資金運用を旨とする限り、年5%の複利計算による運用実績を確保するには困難を極めるとも思料され、将来的にも、必ずしも早期に金利上昇の見込みがあるともいえない現状に照らし、ライブニッツ方式により中間利息を控除した場合、被害者に酷に過ぎるとの原告らの主張も理解できないではない。」しかし、「数十年に及ぶ金利動向を現時点で的確に予測し得るものでもなく」、「相応の理論的根拠があると解されるライブニッツ方式が不合理であって、中間利息の控除方式として不相当と断じるには足りない」と判示した。また、「平成11年11月に出されたいわゆる3庁共同提言以降、多くの裁判例が年5%によるライブニッツ方式を採用しているところ、中間利息の控除方式の如何という場面においては、本来、法的安定ないし統一的処理の強い要請がある」から、本件における中間利息の控除方式としては、「なおライブニッツ方式を採用して良い」と判示した。⑤大阪地判平成19年3月28日交通民集40巻2号453頁は、「現実の資金運用の場面では、複利計算による運用をするのが一般的であり、ライブニッツ方式はかかる実態に合致する」から、「同方式は相応の理論的根拠を有している。」また、「民法四〇四条、四〇五条等の各規定から、中間利息の控除方式について、当然に新ホフマン方式によることを予定していると解することもできない。」「被害者保護の見地からすれば、控除すべき額が少なくなる新ホフマン方式を採用すべき」という原告の主張も理解できなくはない。とりわけ、「近時の金利動向からすると、年五パーセントの複利運用による運用実績を確保することは困難とも思料され、ライブニッツ方式を採用することは被害者に酷に過ぎるとも考えられる。」しかし、「この先数一〇年にも及ぶ金利動向を現時点で予測することは困難であるし、中間利息の控除方式という技術的事項について被害者保護という実質的利益考量を持ち込むことが必ずしも相当とは解されない。」そして、「ライブニッツ方式は相応の理論的根拠を有しており、平成一一年一一月のいわゆる三庁共同提言以降、多くの裁判例が年五パーセントの割合によるライブニッツ方式を採用しているところ、法的安定及び統一的処理という実務的要請も無視すべきではない」ことから、中間利息の控除に当たっては、なおライブニッツ方式を採用すると判示した。⑥大阪地判平成19年7月26日交通民集40巻4号976頁は、「一般的な資金運用の場では複利計算による運用が試みられるのが通例といえ、ライブニッツ方式はそのような一般的な資金運用の在り方

に合致した中間利息の控除方式として、相応の理論的根拠を有する」とした。また、「民法所定の遅延損害金が年五分の単利計算によるとされていることや、民法四〇〇四条、四〇五条等の規定から、法が当然にホフマン方式による中間利息の控除を予定していると解することもできない。」「近時の金利動向に照らし、安定的な資金運用を旨とする限り、年五パーセントの複利計算による運用実績を確保するのは容易でなく、将来的にも必ずしも早期に金利上昇の見込みがあるともいい難い現状に照らし、ライブニッツ方式により中間利息を控除した場合、被害者に酷に過ぎる」ことも理解できなくはないが、「現今の経済状況から数十年に及ぶ金利動向を的確に予測し得るものでもなく」、「相応の理論的根拠があると解されるライブニッツ方式が不合理であって、中間利息の控除方式として違法と断じるには足りない」と判示した。そして、「平成一一年一月に出されたいわゆる三庁共同提言以降、多くの裁判例が年五パーセントによるライブニッツ方式を採用していることは当裁判所に顕著であり、民事裁判においても、中間利息の控除方式の如何に関する限り、法的安定ないし統一的処理に係る強い要請がある」から、本件における中間利息の控除方式としては、なおライブニッツ方式を採用してよいと判示した。⑦名古屋地判平成19年7月31日交通民集40巻4号1064頁は、平成17年判決が「中間利息控除率を法定利率によるとした判断には、法的安定及び統一的処理の要請も重視されたと考えるべきであり」、「中間利息の控除方式については、ライブニッツ方式及びホフマン方式のいずれも不合理とはいえないが、法的安定及び統一的処理の要請を軽視できない」ところ、平成一一年一月の「共同提言」以降、「現在の実務ではライブニッツ方式を採用する事例が圧倒的多数となっていること、ホフマン方式を採用すると、就労可能年数が三年以上になるときは、元本から生じる年五パーセントの遅延損害金の額が年間の逸失利益の額を超えてしまうという理論上不合理な結果を来すこと」から、「ホフマン方式を採用するよりもライブニッツ方式を採用する方が、法的安定と統一的処理の要請を満たす」ため、「ライブニッツ方式を採用することが相当」と判断した。同様に、⑧大阪地判平成19年7月26日交通民集40巻4号976頁は、「一般的な資金運用の場では複利計算による運用が試みられるのが通例といえ、ライブニッツ方式はそのような一般的な資金運用の在り方に合致した中間利息の控除方式として、相応の理論的根拠を有する」とした。また、「民法所定の遅延損害金が年五分の単利計算によるとされていることや、民法四〇〇四条、四〇五条等の規定から、法が当然にホフマン方式による中間利息の控除を予定していると解することもできない。」「近時の金利動向に照らし、安定的な資金運用を旨とする限り、年五パーセントの複利計算による運用実績を確保するのは容易でなく、将来的にも必ずしも早期に金利上昇の見込みがあるともいい難い現状に照らし、ライブニッツ方式により中間利息を控除した場合、被害者に酷に過ぎる」こと

既に、本平成17年判決以前より、中間利息の控除方式として複利のライブニッツ式を採用し、原告がホフマン式を主張しても否定する判決が多い。前述した平成12年1月1日以降ライブニッツ方式によると公表された東京・大阪・名古屋の3地裁民事交通事故専門部の「共同提言」の効果が大きい。

たとえば、札幌地判平成15年7月23日自保ジャーナル1555号19頁は、19歳専門学校男子の死亡逸失利益につき、「近時、金利が極めて低下している事実は公知の事実」と認めながら、他方、「①金利については長期間のうちに変動する可能性もあること、②民法で法定の利率が年5%に固定されていること、③破産法の劣後的破産債権の規定においても、中間利息の計算に法定利率が用いられていること、④交通事故による損害は、逸失利益や慰謝料を含めて、全体として相当とされる金額が認定されるべき性質のものとしてと解されること、慰謝料等を従前の基準で主張しながら、逸失利益の計算方法のみ修正するのは相当ではないこと」の諸点を総合すると、「ホフマン係数を用いるべき」とする「原告らの主張は採用できない」と判示した。大阪高判平成17年1月20日自保ジャーナル1595号15頁も、30歳大学院男子の死亡逸失利益につき、「現在では、資本を複利で運用することが一般化しており、また、新ホフマン方式（年別・単利・利率年5分）を中間利息の控除方法として採用すると、就労可能年数が36年以上になるときは、賠償金元本から生じる年5分の利息額が年間の逸失利益額を超えてしまうという不合理

も理解できなくはないが、「現今の経済状況から数十年に及ぶ金利動向を的確に予測し得るものでもなく」、「相応の理論的根拠があると解されるライブニッツ方式が不合理であって、中間利息の控除方式として違法と断じるには足りない」と判示した。そして、「平成一一年一一月に出されたいわゆる三庁共同提言以降、多くの裁判例が年五パーセントによるライブニッツ方式を採用していることは当裁判所に顕著であり、民事裁判においても、中間利息の控除方式の如何に関する限り、法的安定ないし統一的处理に係る強い要請がある」から、本件における中間利息の控除方式としては、なおライブニッツ方式を採用してよいと判示した。

な結果になる⁽⁶⁸⁾のに対し、ライブニッツ方式(年別・複利・利率年5分)を中間利息の控除方法として採用しても、このような結果は生じない」から、「ライブニッツ方式を採用することが相当」と判示した。

他にも、前掲札幌高判平成18年3月23日自保ジャーナル1639号21頁(本平成17年判決と同日に下された前掲最判平成17年6月14日の差戻審)は、「一般に利殖は複利で行われるのが通常であり、「控除すべき中間利息も複利で算出する方が理論的である」上、平成11年11月に発表された「共同提言」が、中間利息の控除方法については、特段の事情がない限り、ライブニッツ式を採用する旨述べて以降、全国の下級裁判所ではほとんどライブニッツ式を採用していることが認められるところ、「事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除方式についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争予防を図るという見地からすると、ホフマン式を採ることは相当ではない」と判示した。続けて、「民事執行手続の配当において期限未到来の無利息債権について、あるいは破産手続等の倒産手続において同様の無利息債権について、他の債権者との均衡の観点から、中間利息が控除されることとされている」が、「これらの規定は、交通事故の被害者の将来の逸失利益のように、資本(収入)の獲得が数十年という長期にわたり、かつ、事案によっては資本の獲得が数年ないし十数年後から開始されるなどということが通常であれば想定され得ない債権についての現在価額を算定することを基本とする規定」と解される。また「これらの手続においては、複利計算の方式による算定が合理的

(68) 同旨、大阪地判平成17年2月14日交通民集38巻1号202頁(51歳の会社員男子の死亡逸失利益につき、「現在では、資本を複利で運用することが一般化しており、また、新ホフマン方式(年別・単利・利率年五分)を中間利息の控除方法として採用すると、就労可能年数が三六年以上になるときは、賠償金元本から生じる年五分の利息額が年間の逸失利益額を超えてしまうという不合理な結果になるのに対し、ライブニッツ方式(年別・複利・利率年五分)を中間利息の控除方法として採用しても、このような結果は生じない」から、「ライブニッツ方式を採用することが相当」と判断)。

であるとされながら、算定の複雑さを回避する趣旨もあって実務的に民法405条により単利計算の方式が採用されているに過ぎないとの指摘」もあり、上記のことから「本件のように逸失利益の現在価額を算定する際にもホフマン式を採るべきだということとはできない」とした。さらに、「遅延損害金が単利で付加されるとしても、遅滞により運用機会をもつことのできなかつた損害賠償金に対し遅延損害金を付加することと被害者側が損害賠償金の運用機会をもつということから中間利息を控除して逸失利益の現在価額を算定することとはその趣旨が異なる」から、このことをもって、「逸失利益の現在価額をホフマン式で算定すべき根拠とすることはできない」と判示した。

大阪高判平成19年4月26日自保ジャーナル1715号2頁は、14歳の中学女子の死亡逸失利益につき、「中間利息の控除計算は、ライブニッツ方式によって行うのが相当」と判示した。「なぜならば、単利によるホフマン係数を用いた場合、本件のように就労可能年数が36年以上になるときは、賠償金元本から生じる年5分の利息額が年間の逸失利益額を超えてしまうという不合理な結果となる」。また、原告らが「引用する最高裁判決は、中間利息を控除する際の計算式については何ら言及しておらず、民法その他の現行法が、法定利率による損害金を計算する場合、単利により計算するものとしているからといって、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息控除の計算方法についてまで単利によって計算すべきとしているとは解されない」と判示した。さらに、「控除すべき中間利息の割合について、民事法定利率によらなければならないということのみから、法定利率により中間利息を控除する場合は、複利によるライブニッツ係数によるのではなく、単利によるホフマン係数を用いなければならないとする理由はない」とした。

同様に、札幌地判平成17年11月2日判時1923号77頁は、「平成17年判決は、中間利息の控除割合を民事法定利率（年五パーセント）によらなければならないとしているにとどまり、控除方式については何ら触れていない。」

「年五パーセントの割合によるライプニッツ方式を採用することに一定の合理性があり、また、原告が指摘する法の各規定については、各規定の意義や趣旨に従ってそれぞれ中間利息を控除すると定められたから、「これらの規定があることをもって、中間利息控除方式について一般的にホフマン方式を採用する趣旨」ということはできないと判示した。次に、中間利息の控除割合を年五パーセントとした上で控除方式をライプニッツ方式とした場合には、履行を遅らせる加害者に利得を得させる結果となり、法の趣旨に反するとの点についても、「民法四〇四条所定の民事法定利率は不法行為等の加害者のみに適用されるものではなく、同法は加害者の履行を促進する趣旨で定められたものとはいえないから、その前提の理解において不適切」と判示した。実務上、現在においては、「逸失利益算定に関する中間利息の控除につき、実務の大勢は、賃金センサス第一巻第一表の産業計・企業規模計・男子又は女子労働者の全年齢平均賃金又は学歴別平均賃金を基礎収入とした上、年五パーセントの割合によるライプニッツ方式を採用して逸失利益を算定しており、このような取扱いは一定の合理性を有する」とした。「逸失利益の算定において、適切かつ妥当な損害額を定めるためには、基礎収入の認定方法と中間利息の控除方法を、具体的妥当性をもって整合的に関連させることが必要」と解されるから、本件において原告の逸失利益を算定するについても、前記共同提言の趣旨及び裁判実務の運用状況をも併せ考慮すると、「基礎収入につきいわゆる全年齢平均賃金を用いるとともに、年五パーセントの割合によるライプニッツ方式を採用するのが相当」と判示した。

また、大阪地判平成19年12月14日自保ジャーナル1736号11頁は、11歳女子の後遺障害逸失利益の算定につき、平成17年判決を引用し、「中間利息の控除方法としては、早めに現金を入手した場合は、投資を繰り返すことによる増殖が見込まれるので、複利運用を基本にライプニッツ方式によることが相当である。金利情勢が低いからといった理由で新ホフマン方式をとることは、実質的に金利情勢次第で遅延損害金利率を5%よりも低く算定する

ことと同等であるところ、これは相当ではないから」、 「公平性、明確性、継続的統一性等の見地に照らし、認めることができない。」

2 定期金賠償方式の可否

(1) 肯定例

既に本平成 17 年判決以前より、3 歳と 1 歳の女兒の死亡逸失利益につき、東京地判平成 15 年 7 月 24 日判時 1838 号 40 頁、自保ジャーナル 1504 号 2 頁が、「死亡逸失利益についても、後遺障害逸失利益や将来の介護費用と同様に、被害者が生存していれば将来利益を得られたであろう時において、各年の純利益が損害として具体化するものと観念することが可能である。したがって、この点については、死亡逸失利益と後遺障害逸失利益及び将来の介護費用との間に質的差異はないから、理論的には、被害者が死亡していることのみをもって、死亡逸失利益について定期金請求を認めない理由とはならないものと考えられる」と判示した。「死亡逸失利益については、後遺障害逸失利益や将来の介護費用とは異なり、将来における損害額の算定の基礎となった事情の変更に対応するために定期金賠償方式を採る実益は乏しいといえる」が、原告らが主張するように、「一時金賠償方式においては、実務上、民事法定利率である年五％で中間利息を控除していることから、昨今のように実勢利率との乖離の問題が生じているところ、死亡逸失利益についても、定期金賠償方式を採れば、このような中間利息の控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離という問題は生じない」と認めた。したがって、「実質的な観点からしても、死亡逸失利益について定期金賠償方式を採る意味がある」と判示した。

この判決は、「相続構成を前提とした初めての定期金賠償を認めた判決⁽⁶⁹⁾」であり、中間利息控除における法定利率と実勢利率との乖離の問題を回避す

(69) 飯田恭示「判解」判タ 1184 号 93 頁（2005 年）。

ることができる点を定期金賠償のメリットとして「定期金賠償を認める根拠とするのも本判決が初めて⁽⁷⁰⁾」と評価されている。

また、東京高判平成15年7月29日判時1838号69頁は、植物状態で寝たきりの41歳女子の将来の介護費用につき、「介護費用はもともと定期的に支弁しなければならない費用であり」、植物状態となった被控訴人花子の推定的余命年数については、概ねの推定年数としても確率の高いものともいい難い。そうすると、「推定的余命年数を前提として一時金に還元して介護費用を賠償させた場合には、賠償額は過多あるいは過少となってかえって当事者間の公平を著しく欠く結果を招く危険がある。このような危険を回避するためには、余命期間にわたり継続して必要となる介護費用という現実損害の性格に即して、現実の生存期間にわたり定期的に支弁して賠償する定期金賠償方式を採用することは、それによることが明らかに不相当であるという事情のない限り、合理的といえる。」また、「①貨幣価値の変動等の事情変更があった場合の対処方法がないこと、②賠償義務者の資力悪化の危険を被害者に負わせることになること」を理由に、「損害賠償請求権利者が訴訟上一時金による賠償の支払を求める旨の申立てをしている場合に、定期金による支払を命ずる判決をすることができない」とする被控訴人の主張に対し、「一時金による将来介護費用の損害賠償を命じても、賠償義務者にその支払能力がない危険性も大きいし、賠償義務者が任意に損害保険会社と保険契約を締結している場合には、保険会社が保険者として賠償義務を履行することになるから、不履行の危険性は少なくなるものといえる」とした。そして、控訴人が損害保険契約を締結する当該保険会社は、経営状況が安定しているとはいえないが、将来倒産するとまで予測できないことから、被控訴人花子の将来介護費用の損害賠償債権は、その履行の確保という面では一時金方式であっても定期金賠償方式であっても合理性を欠く事情があるとはいえないし、

(70) 同上。

民事訴訟法一一七条の活用による不合理な事態の回避も可能であるから、将来の介護費用損害に定期金賠償方式を否定すべき理由はない」と判示した。よって、「被控訴人花子の将来の介護費用損害については、被控訴人花子の請求する将来の介護費用損害を超えない限度で、控訴人に対し、定期金による賠償を命ずるのが相当である」と判断した。「平成一五年六月二五日から被控訴人花子が主張する通常平均余命までの期間を超えない限度で、これが確定する死亡又は平均余命の八四歳に達するまでのいずれかの時期まで」、「毎月二四日限り前月二五日からの一か月分を支払うこととするのが相当」と判示した。

この東京高判平成 15 年 7 月 29 日判決は、最判昭和 62 年 2 月 6 日判時 1232 号 100 頁に反して、被害者が一時金による支払を請求している場合に、条件付ではない形で定期金による賠償を命じた「初めての裁判例⁽⁷¹⁾」、その周到的な判示は「下級審ながら一定の先例的な役割を有する」「注目すべきもの^{(71)'}」と評価されている。但しこの判決は、一般論として肯定するのではなく、被告の損害保険契約の存在とその損害保険会社の倒産可能性という個別事情を考慮して判断を下したものである。

福岡地判平成 17 年 3 月 25 日自保ジャーナル 1593 号 19 頁は、18 歳短大女子の将来の介護費用につき、「原告については推定余命期間が現時点では確定しておらず、これまでの治療経過及び今後の医療水準に照らせば、平均余命までを前提とすべきこと、今後の公的サービス等の推移によっては原告の看護体制に変更が生じ得る可能性も少なくないこと、将来の介護料について一時金に還元して介護料を賠償させた場合には事情の変更があった場合にはかえって当事者間の公平を著しく欠く結果を招く危険があること、このような危険を回避するためには余命期間にわたり継続して必要となる介護費用を定期的に支弁して賠償する定期金賠償方式が合理的であり、介護料算定の基

(71) 判時 1838 号 70 頁の匿名コメント。

(71)' 川嶋四郎「判批」リマークス 30 号 113 頁（2005 年）。

礎となった事情に著しい変更が生じた場合には民事訴訟法117条の活用によって不合理な事態にも対処できること、原告らも訴訟の経過において原告の今後における介護を最も考慮していたこと等の諸事情を考慮すれば、原告の将来の介護料については、定期金による賠償として原告の死亡または平均余命の84才に達するまでのいずれかの時期まで毎月25日限り1か月分54万円の支給を命じるのが相当」と判示した。

将来の介護費用については、被害者の余命の認定と、中間利息の控除割合における法定利率と実勢利率との乖離は正の2点で実益があり、定期金賠償の方が一時金賠償よりも本来発生する損害額により近い認定が可能である。そうすると、この福岡地判平成17年3月25日(前掲東京高判平成15年7月29日判決も)が定期金賠償の期限を84歳までとしたのは疑問である⁽⁷²⁾。

(2) 否定例⁽⁷³⁾

たとえば、大阪地判平成16年3月29日自保ジャーナル1555号12頁は、19歳大学女子の死亡逸失利益につき、まず、前提として、「不法行為に基づき損害賠償請求権は、すべての損害が不法行為時に発生するものと観念され」、「その支払方法については、法律上特段の規定がない一方、民訴法117条が、口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合に、その判決の変更を求める訴えを提起」できる旨規定し、「定期金賠償方式による支払請求を予定している」ことを考慮すると、「法は不法行為に基づく損害賠償について、定期金賠償方式による支払請求を否定しているとはいえない」と判示した。しかし、死亡逸失利益は、「死亡時に具体化して確定した損害として捉えているものというほかになく、死亡時に観念的に発生したものが、将来具体化するものと解する余地はない」から、

(72) 同旨、佐野誠「判批」損保研究66巻3号181頁(2004年)。

(73) たとえば、①東京高判平成15年10月29日自保ジャーナル1555号2頁は、原告が請求する28歳会社員男子の死亡逸失利益は、被害者自身に発生するものと観念されているから、「その死亡の時に発生し、かつその額も確定して具体化しているものと解さざるを得ず」、被害者が死亡している以上、「後遺障害に基づく逸失利益や将来の介護費用等のように将来にわたって具体化し、その額が変動する等の余地が存するものではない」、また定期金賠償方式を前提とした死亡逸失利益の算定に当たり中間利息控除をすべきでないという原告の請求も退けた。②大阪高判平成17年1月20日自保ジャーナル1595号15頁も、30歳大学院男子の死亡逸失利益は、被害者の死亡時に被害者に発生し、その額も確定し具体化しており、それを原告が相続したにすぎず、「後遺障害による逸失利益や将来の介護費用のように、将来において具体化し、その額が変動する性質のものではなく、事情変更に対応する効用もない」ため、「死亡逸失利益について定期金による賠償を認めることは、理論的整合性を欠き、その実益もなく、許されないものと解すべき」と判示した。そして、「被害者に発生した損害賠償請求権を相続人が相続したにすぎず、損害額の算定の基礎となった事情に将来変動が生じることは通常考えられないのであるから、死亡逸失利益を後遺障害の逸失利益や将来の介護費用と同列に論じることはできない」とした。さらに、「中間利息の控除率については、中間利息の控除率の問題として検討されるべきものであって、定期金賠償によって解決すべきものではなく、これを根拠として、死亡逸失利益について定期金賠償を認めることは相当でない」と判示した。③大阪地判平成17年6月27日交通民集38巻3号282頁も、まず、前提として、「不法行為に基づく損害賠償請求権は、その支払方法につき法律上特段の規定がない一方、民訴法117条が、口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えについて規定していることから」、「不法行為に基づく損害賠償につき、定期金による賠償が認められる場合があり」、「後遺障害の逸失利益や将来の介護費用のように、後遺障害の程度が将来変更になることが予測されるような場合には、事情変更に対応するために、定期金賠償を命じることは十分な合理性を有する」し、「定期金賠償によって、より実態に即した賠償を実現することが可能になる」とする。しかし本件死亡による逸失利益は、死亡時に被害者に発生し、その額も確定し具体化しており、それを原告らが相続したというにすぎず、「後遺障害の逸失利益や将来の介護費用のように、将来に具体化し、その額が変動する性質のものではなく、事情変更に対応するという定期金賠償に本来期待されている効用もない」。よって、「死亡逸失利益について定期金による賠償を認めることは、理論的整合性を欠き、その実益もなく、許されない」と判示した。そして、同判決は、「後遺障害の逸失利益や将来の介護費用は、被害者に損害賠償請求権が発生し、自ら行使するものであり、これらの損害は現実不法行

「遺族の扶養利益の喪失を遺族固有の損害として請求する場合（いわゆる扶養構成による場合）」は格別、「死亡逸失利益について相続構成をとりながら、これについて定期金による賠償を認めることは、理論的には容認しがたい」と判示した。

さらに、大阪地判平成16年3月29日自保ジャーナル1555号12頁は、「死亡逸失利益の場合には、後遺障害に伴う将来の介護費用、医療器具費等の場合と異なり、損害額の算定の基礎となった事情に将来変動が生じることは、極端なインフレ等の場合を除き、通常考えられないから、請求者及び賠償義務者双方にとって、定期金賠償に本来期待されている実益はない」とした。「中間利息控除率が適正かどうかの問題は、本来、定期金賠償方式の採用によって解決すべき問題ではなく」、「中間利息控除率を年5%とすることには合理性が認められる」から、「これを根拠として、死亡逸失利益について定期金賠償を認めることは相当でない」と判示した。また「本件における原告らの定期金請求が権利の濫用とまでいえるかはともかくとして、支払時期及び金額の設定の仕方如何によっては権利の濫用を招くおそれのあるものを、安易に認めることは相当でない」とした。

盛岡地二戸支判平成17年3月22日判時1920号111頁、自保ジャーナル1595号19頁も、7歳女子の「死亡逸失利益については、定期金賠償方式とは本来的には親和性を欠く。」すなわち、「不法行為により死亡した被害者の損害については、死亡したことにより被害者のもとで発生し、その損害が相

為後に具体化していくものであって、後遺障害の程度等その損害額の基礎となった事実関係が変動し得るものであるのに対し、死亡逸失利益は、被害者に発生した損害賠償請求権を相続人が相続したにすぎず、損害額の算定の基礎となった事情に将来変動が生じることは通常考えられないのであるから、死亡逸失利益を後遺障害の逸失利益や将来の介護費用と同列に論じることはできない」とした。さらに、「中間利息の控除率については、中間利息の控除率の問題として検討されるべきものであって、定期金賠償によって解決すべきものではなく、これを根拠として、死亡逸失利益について定期金賠償を認めることは相当でない」と否定した。

続によって相続人に承継されると考えられているので、裁判時にこれを算定し、一時金賠償を行うのが自然」と判示した。また、本件では、原告らには、「中間利息控除を排除するかたちで逸失利益を定期金賠償すべき経済的事情などは見受けられない」とし、「死亡により発生した損害は、将来変動する個別的な要素は想定しにくいので、民事訴訟法一一七条を適用するメリットに乏しい上、死亡した被害者の相続人が将来長期にわたり加害者（あるいはその関係者）から定額の賠償額を受領することが被害回復に資する方法であると一般的に認知されていると認めることもできず」、「実際上も一時金賠償を採用することに合理性はある」と判示した。さらに、中間利息控除率の問題を回避する定期金賠償のメリットについては、「それは一時金払いの金額算定方法一般に関わる問題として別途検討するのが相当であり、これを理由に一般に定期金賠償を採用することを認めることはできない」と判示した。

横浜地判平成17年9月22日交通民集38巻5号1306頁は、平成17年判決を引用し、「そもそも法定利息が年五分と定められていること、金利水準は変動するものであり、現在の実勢金利が低いからといって直ちに将来ともこれが続くと断ずることはできないことからすると、年五分の割合による中間利息の控除を不合理なものということとはできない（最高裁判所平成一六年（受）第一八八八号平成一七年六月一四日第三小法廷判決参照）から、年五分の割合による中間利息控除が不合理であるとして定期金賠償方式を採用することはできない」と判示した。

前掲札幌高判平成18年3月23日は、原告が請求する死亡逸失利益は、被害者の死亡時に被害者について発生し、その額も確定し具体化しているというべきであり、「後遺障害による逸失利益や将来の介護費用のように、将来において具体化し、その額が変動する性質のものではない。」よって、死亡逸失利益を定期金として支払を請求することは、「理論的に認めがたいし、そのような請求を認める実益もないから、許されないものと解するのが相当」と判示した。

大阪地判平成19年1月31日自保ジャーナル1703号4頁は、18歳高校女子の介護費用につき、「定期金賠償方式によれば、実際に必要となる介護費等を過不足なく被害者に賠償することが可能となり、現実の必要性に対応する形で被害者の生活を保障できる等の利点があるが、定期金賠償方式による場合、将来の支払拒絶、支払不能に備えた履行確保の措置に配慮する必要があり、原告が一時金による賠償を求めている場合に、定期金賠償を命ずることが処分権主義の観点から許されるかという問題もある。また、本件において、被告らは、定期金賠償方式による判決を求める旨を明示しているが、原告らは、一時金賠償を求め、定期金賠償は求めない旨を明示している。」「以上の各事情を考慮するならば、原告の症状固定後の介護費及び介護雑費について定期金賠償を命ずることはできないというべき」と判示した。

大阪高判平成19年4月26日自保ジャーナル1715号2頁は、14歳の中学女子の死亡逸失利益につき、「中間利息控除の利率については、中間利息控除の利率の問題として正当な結論を導くべきものであり、中間利息控除の利率が相当でないから定期金賠償を採用すべきであるとするのは本末転倒である⁽⁷⁴⁾」と判示した。

前掲名古屋地判平成19年7月31日交通民集40巻4号1064頁も、まず、「不法行為に基づく損害賠償請求権は、その支払方法について法律上特段の定めはないが、民事訴訟法一一七条は口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる旨規定し、定期金賠償方式による損害賠償

(74) 同趣旨、東京地八王子支判平成19年9月11日交通民集40巻5号1186頁(死亡逸失利益について定期金賠償方式を採用すべき特段の理由がない限り、これを採用することは相当ではなく、中間利息の控除率の問題については、控除率自体の合理性の問題であり、定期金賠償を認めることにより解消すべき問題とは言い難く、原告らの主張は採用できない)。

請求を予定している」とした。たとえば、「後遺障害による逸失利益や将来の介護費用の請求の場合には、損害額算定の基礎となった事情が将来変動する可能性があることから、将来の事情変更に基づく判決の変更を求めるためにこれを認める実益があるし、これら損害については将来における一時期に損害が具体化すると観念することが可能であるから、定期金賠償方式による損害賠償請求を認めてよい」と判示した。しかし、「死亡による逸失利益を請求する場合には、そもそも、不法行為によって死亡した者が不法行為時に取得した将来の逸失利益の損害賠償請求権を相続人が相続すると考えるから、そこで発生した損害額は不法行為時点で確定し具体化されていると考えるべき」で、後遺障害による逸失利益や将来の介護費用のように、将来において具体化しその額が変動するものではないから、「将来において損害が具体化することを前提とする定期金賠償方式による損害賠償請求を認める余地はない」と判示した。また、「死亡による逸失利益の請求の場合には、将来における事情の変更は、算定の基礎となった平均年収額の変動などに限られ、定期金賠償方式を採用する実益は小さい」結果、「理論的に採用しがたく実益も認められない死亡逸失利益の定期金賠償方式による請求は認められない」と判断した。

(3) 小括

特に、死亡逸失利益につき定期金賠償方式を主張する合理性や定期金賠償を採用する実益が問題となる。本稿の主たる関心との関係では、一時金賠償方式により死亡逸失利益を算定する際に控除すべき中間利息の利率が、現時点における実勢利率と乖離しているため、これを回避する目的で定期金賠償を主張することは許されるか問題である。

この点、前掲東京地判平成15年7月24日判時1838号40頁、自保ジャーナル1504号2頁は、死亡逸失利益についても「定期金賠償方式を採れば、このような中間利息の控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離という問題は

生じない」と肯定したものの、多くの判決はこれを否定した。すなわち、「中間利息控除率が適正かどうかの問題は、本来、定期金賠償方式の採用によって解決すべき問題ではなく」、「中間利息控除率を年5%とすることには合理性が認められる」から、「これを根拠として、死亡逸失利益について定期金賠償を認めることは相当でない」(大阪地判平成16年3月29日自保ジャーナル1555号12頁)、「中間利息の控除率については、中間利息の控除率の問題として検討されるべきものであって、定期金賠償によって解決すべきものではなく、これを根拠として、死亡逸失利益について定期金賠償を認めることは相当でない。」(大阪高判平成17年1月20日自保ジャーナル1595号15頁)、「それは一時金払いの金額算定方法一般に関わる問題として別途検討するのが相当であり、これを理由に一般に定期金賠償を採用することを認めることはできない。」(盛岡地二戸支判平成17年3月22日判時1920号111頁、自保ジャーナル1595号19頁)、「中間利息の控除率については、中間利息の控除率の問題として検討されるべきものであって、定期金賠償によって解決すべきものではなく、これを根拠として、死亡逸失利益について定期金賠償を認めることは相当でない。」(大阪地判平成17年6月27日交通民集38巻3号282頁)、「控除率自体の合理性の問題であり、定期金賠償を認めることにより解消すべき問題とは言い難い」(東京地八王子支判平成19年9月11日交通民集40巻5号1186頁)、「中間利息控除の利率が相当でないから定期金賠償を採用すべきであるとするのは本末転倒である」(大阪高判平成19年4月26日自保ジャーナル1715号2頁)として、原告らの定期金賠償の主張を斥けた。

IV 考察

本稿の主たる関心は、そもそも被害者の将来の損害賠償を現在価額に換算するためになされる中間利息控除の意義とその合理性であり、本平成17年

判決が明確に示した中間利息の控除割合として民事法定利率年5%での統一化の合理性にある。したがって、本稿で概観した本17年判決後の被害者側の主張の変化、すなわち中間利息控除割合に代えて中間利息の控除方式を問題とし、これまでの複利のライブニッツ式から単利のホフマン式への転換、及びより根本的に損害賠償の請求方法自体を問題とし、これまでの一時金賠償方式から定期金賠償方式への転換ないしは定期金賠償方式の一部組み入れについての考察は、紙幅の関係上、他日に帰することにしたい。

そこで、まず、中間利息控除の意義について再度確認すれば、交通事故等の被害者の損害賠償額算定に当たり、一時金賠償方式の場合、被害者が18歳から67歳まで稼動して将来得られるであろう所得を死亡した現時点でまとめて獲得するため、67歳までの利息を割り引く必要が生じ、複利のライブニッツ式又は単利のホフマン式によって中間利息を控除し、将来得られるはずであった逸失利益を現在価額に換算する。

そうすると、損害の金銭的評価の一環として、「中間利息の控除は、本来であれば将来にしか得られないであろう金員を現在得たとすれば、それをいくらに換算するのが公平であるかという問題」であり、「民法上の法定利息の利率が年5分であることとは直接には関係のない問題」（本平成17年判決の第一審・前掲札幌地判平成15年11月26日民集59巻5号1032頁、自保ジャーナル1533号2頁）ということになる。

本平成17年判決は、中間利息の控除という問題を事実認定の問題ではないと捉えている。事実認定の問題とすると、どのような資料により中間利息の控除割合を認定していくか、どの程度の証拠を要求していくか、さらに、裁判所によりまた事案により中間利息の控除割合に幅がでることが予想されるが、このような幅は認めてよいか問題となるからである。

これらの点につき、既に次のように論じられている。「逸失利益は将来の所得を5%の利子率で割り引いて求められる。これは現時点で受け取った賠償金が毎年年5%の率で増加＝成長すると想定していることにほかならな

い。しかし被害者に支払われた賠償金が、これから先、毎年5%で増加していくという『証拠』はない。早い話、現在(一九九七年四月)の大口定期預金金利は一年もので0・三五%にすぎない。ましてこれから先、金利がどのような値を取るかを正確に予測することは誰にもできないし、それが平均して5%になるという保証はどこにもない。裁判所は所得の成長率については『証拠』を要求しながら、割引率については『証拠』なしに5%という率を適用している。これは論理的には矛盾である⁽⁷⁵⁾。]

「法律家の立場からすれば、5%という割引率は民法四〇四条に規定されているものであって、その適用に『証拠』など必要ではないということなのかもしれない。しかしここで問題にしているのは、利率5%という民法の規定そのものが拠って立つ基盤は、賃金の上昇率が5%であるという原告の主張の持つ基盤と、本質的には同じものでしかないということである。所得が5%で成長していくという主張が不確かなものであるのと同じ程度に、将来所得を5%で割り引くという方法もまた不確かなものにすぎないのである⁽⁷⁶⁾。」「民法で規定されているからという理由で5%の割引率を認めるのならば、この割引率に量的に対応するような所得成長率を用いる」必要がある⁽⁷⁷⁾。「5%という法定利率を適用するとしても、所得の成長を考慮に入れるかぎり、将来所得の割引きはこの成長分を差し引いて行われなければならないし、もし最近のわが国がそうであるように、所得成長率がきわめて低くそれを考慮する必要がないというのであれば、前払いされた賠償金を運用する利子率もそれに応じて低いわけだから、5%という法定利率をそのまま割引きに用いるのは理論的にはおかしいということになる。市場の利子率が低ければそれに応じて割引率も低くすべきである。いずれにせよ、5%という法定利率で将来所得を機械的に割引くというのは、経済理論からすれば明らかに誤ってい

(75) 二木・前掲注(3) 153頁。

(76) 同・前掲注(3) 153-154頁。

(77) 同上。

る⁽⁷⁸⁾。』

本平成 17 年判決の第一審・札幌地判平成 15 年 11 月 26 日民集 59 卷 5 号 1032 頁自保ジャーナル 1533 号 2 頁も、金利が低い「このような状況が今後とも数十年にわたり継続するかは予測が困難なことではある。しかし、将来は経済状況が相当によくなるという予測もまた困難なのであるから、蓋然性の高さということからすれば、特段の事情のない限り（現在の経済状況の原因からして、それが一時的なものであるとか、将来改善されることが相当程度の蓋然性をもっていえるような場合など）、現在の状況をもとに認定するのが最も妥当である」と判示した。また、「少なくとも自動車の運行による生命侵害のような場合については、加害者側の立場から考えても、年 5 % の割合によるライプニッツ方式による中間利息控除は、中間利息控除の最大値である」とした。同原審・札幌高判平成 16 年 7 月 16 日自保ジャーナル 1555 号 7 頁も、「逸失利益算定の基礎収入を被害者の死亡時又は症状固定時に固定した上で将来分の逸失利益の現在価値を算定する場合には、中間利息の控除利率を裁判時の実質金利に従って計算するのが相当」であり、「被害者による実質的金利相当の資金運用可能性を判断する要素として、民事法定利率についての民法 404 条」は、「実質金利とは異なる名目的金利を定める規定」であるから、「同条が年 5 %（年 5 分）の利率を法定しているというだけでは、実質金利の基準とすることの合理性を見出すことはでき」ず、また「年少者については、将来に対する予測困難な事情が多数あるとしても、そのことをもって、実質金利としての実態を有しない年 5 % を中間利息控除率として用いる根拠とするのは相当でない」と判示した。

したがって、将来の逸失利益の算定はフィクションにすぎず、平均余命、稼働可能期間、生活費、収入等のどれをとっても仮定にすぎないにせよ、経済学的に誤っているのであれば、「資金の期待運用利回り」である中間利息

(78) 同・155-156 頁。

の利率を実質的に認定する必要がある⁽⁷⁹⁾。たとえ将来の中間利息の利率を予測することが困難であっても、今日の高度に進歩した経済学的手法をもってすれば、現在の状況を元に合理的かつ十分根拠のある数値を認定しうると解され、予測困難を理由に否定するのは公平でない。積極的に鑑定を活用したり経済学者を証人にたてたりして、経済学の成果を取り入れることにより解決すべきである。また、たとえ数値に幅があっても、それが経済的に合理的であれば、その幅は承認されるべきものである。裁判所としても、経済学的に合理性のある数値を見いだすように努めるべきであろう⁽⁸⁰⁾。裁判所は、これまでも蓋然性に疑がある場合は「控え目」に推認してきたはずであり、損害額の立証が困難な場合、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて相当な損害を認定できるとする民事訴訟法 248 条の活用も考えてよい。

既に述べたように、所得の成長を考慮しないでおきながら5パーセントの割引率を適用するのは、被害者を不利に扱い加害者を有利に扱うことになり、公平ではない⁽⁸¹⁾。本平成17年判決と同日に下された前掲最判平成17年6月14日の第一審・札幌地小樽支判平成15年11月28日自保ジャーナル1533号9頁も、「中間利息の控除に際しては、民事法定利率によらなければならないという絶対的な根拠があるわけではなく、民事法定利率によることに合理性が認められなければ他の数値を用いることも許されると解すべき」で、「経済成長という要素を考慮して経済成長と利殖による増殖との差、すなわち実質金利が民事法定利率とほぼ等しければ、中間利息の控除を民事法定利率によってすることにも合理性がある」といえるが、それが否定されるのであれば、「従前の交通事故訴訟との統一的処理という点についても」、「今後

(79) 同趣旨、尾島茂樹「将来の逸失利益の算定における中間利息控除の割合—固定法定利率を採用するアメリカ・ジョージア州における議論を参考として—」金沢法学 49 巻2号 237 頁(2007年)参照。

(80) 淡路・前掲注(63) 146 頁。

(81) 二木雄策「逸失利益算定の割引率—低金利をどう捉えるか」判タ 1063 号 64 頁以下、特に 68, 69 頁及び注(3)(2001年)参照。

もこれ〔筆者注：民事法定利率〕を続けることは正義に反し、「裁判所としては新たな実務慣行を確立すべく努力をする責務があるというべき」と判示していた。

少なくとも短期の場合は、長期の場合よりも予測が立てやすいのであるから、実質利率により控除すべきである⁽⁸¹⁾。たとえば、前掲津地伊勢支判平成13年11月30日自保ジャーナル1426号22頁も、「予測にかかる期間が比較的短く、相当程度の確実さをもって金利の動向の予測が可能な場合には、損害の公平な分担という損害賠償法の理念から、民法所定の利率とは異なる利率によって中間利息を控除することが要請される」と判示していた。そこで、65歳パート主婦の14級後遺障害の場合3年間で、症状固定から口頭弁論終結日時点で「半分近い期間が経過しており、この間の金利水準に照らし一般人において年2%を上回る運用利益を得られた可能性がなかったことは公知の事実と言えらる」と判示し、「将来予測にかかる期間も約1年半であって、この間、予想される金利水準に照らし一般人において年2%を上回る運用利益を得られる見込みがないこともまた公知の事実と言って差し支えない」として、「年2分のライブニッツ係数を採用して中間利息を控除する」と結論を下していた。

さらに、近時の民法改正試案の提案にかかわるものであるが、「現行の法定利率規定を見直し、変動制に移行するのが妥当である。また、法定利率の適用対象により、利率を変える必要がある」「法定利息について複利を法定事由とするのが望ましい」旨⁽⁸²⁾の提案⁽⁸³⁾が、供託金利が平成15年に改正され現在0.024%（供託規則33条）の折、注目される。本平成17年判決以降、

(81) 加藤・前掲注(45)38頁は、「5年程度をめぐり、過去および比較的近い将来については当該事案に相当と思われる現段階での想定の市場利率を裁量的利率として認定」し、それ以降は404条の法定利率を適用すべき旨主張する。

(82) 尾島茂樹「現行法定利率規定の見直しの必要性はあるか、利息債権についてどう考えるか」『民法改正を考える』188-189頁（日本評論社、2008年）。

将来の逸失利益を現在価額に換算するために「民事法定利率」で中間利息を控除しなければならないが、実は、この「民事法定利率」は、立法当時の経済状況を前提に普通の利率として年「5分」と定められたにすぎず、その後の経済状況の変動により改定を予定されていたところ、このたびの提案となったのである。したがって、具体的な方法は未定であれ、たとえば公定歩合その他の経済状況によって法定利率を変動させ、かつ取引社会で通常用いられている複利のライブニッツ式により中間利息の法定利率を控除すると、将来の逸失利益の現在価額がより実質的で適切なものとなる。

V おわりに

かつて、逸失利益算定の基礎となる収入額について、労働生産性やインフレによる賃金上昇を織り込むかというベースアップ算入論・インフレ算入論の問題が議論され、このことと関連して、中間利息の控除割合も議論の対象となった⁽⁸⁴⁾。「中間利息控除の利率は、現時点から将来のある時点までの間に原告に発生すると考えられる期待利回り予測であり、将来の予測であるのに、年五分とアプリアリに決めてしまい、いかなる場合にも、何らの疑いをさしはさむこともなく控除している以上は、同じ将来の予測である労働生産

(83) 大島眞一「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ1088号63-64頁(2002年)が、既に民法404条の「法改正により、法定利率は政令で定めることにし、公定歩合や銀行の預金金利、貸出金利などを参考にしながら、その時々状況に応じて政令で変更できるようにするのが相当」として、法定利率の変動制を主張していた。そして、「中間利息の控除割合も、政令で定められた金利にあわせることにより、より妥当な、統一的な結論が得られることになる」とされた。また、前田・前掲注(40)⑫判タ1196号46頁も、法定利率の特別法又は政令による変動制を主張し、将来の逸失利益の中間利息控除割合については、「実質金利に即した定め」の余地を示唆した。尾島・前掲注(79)234頁は、「事前予測のため、実質利率を法定する」ことを示唆した。小野・前掲注(40)⑬273-274頁参照。

性の上昇やインフレーションの算入も当然に認めるべき⁽⁸⁵⁾」ではないのか。あるいは逆に、実務のように逸失利益算定の基礎となる収入額について賃金上昇や物価上昇という成長要因を考慮しないのであれば、これと平行に、

-
- (84) 拙稿「損害額算定における中間利息控除の意義に関する一考察」西原道雄先生古希記念論文集『現代民事法の理論下巻』（信山社，2002年）222-231頁参照。たとえば、ベースアップ・インフレ算入を主張するほとんどの原告が採用している考え方で、将来のインフレ率を過去の経済的動向や予想しうる経済構造から予測し、中間利息の利率年五パーセントからそのインフレ率を減じて得られた利率でもって中間利息を控除するというインフレ率減法がある。この説の中には、インフレ率を控え目に年五パーセントと見積もって中間利息の利率と相殺することにより、結果的に中間利息を控除すべきでないと主張する者（後藤孝典『現代損害賠償論』（日本評論社，1982年）325-327頁参照）もいる。唯一ベースアップ・インフレ算入を肯定した東京高判昭和57年5月11日も、このインフレ率減法説に拠っていた。また、実質利率で中間利息を控除すべきであるという実質利率説（浜田宏一「インフレ算入論の経済的根拠」ジュリ764号30頁以下（1982年）、生田典久「一括賠償主義の下でのインフレの算入—アメリカの判例を中心に—」ジュリ794号83頁（1983年））がある。名目利率率=実質利率率+物価上昇率という関係において、一般に名目利率率は物価上昇率に依存し、時々の経済政策、特に金融政策のあり方にかなり強く影響を受けている。これに対し、実質利率率は、比較的予測が可能で、長期的視野でみるとそれほど大きく変動せず、過去の趨勢から大幅に逸脱することはないから、一定の経済予測モデルから求められる。それは、たかだか1、2パーセントといった数値である。したがって、この実質利率の限度で中間利息を控除すべきとするものである。さらに、新美説（新美育文「損害賠償とインフレ加算」交通法研究13号121-123頁（1985年））がある。前掲最判平成17年6月14日が論じたように、民法修正案理由書第403条（現行法第404条）より、その当時における普通の利率が予定されており、経済上の実況と整理公債（現在の国債）等の利率をもって法定利率とされていたことを根拠に、法定利率は市場利率を擬制したものとし、したがって民法典が法定利率の決定に際し、インフレ率と実質利率率の和を5パーセントであるという政策的価値判断をしていた。これを前提として、通常内部比率が不明確な場合には均分とする民法の原則により、法定利率5パーセント中、インフレ率2.5パーセント、実質利率率2.5パーセントと単純に割り切り、あるいはそのように推定し、後はインフレ率で処理するか、実質利率説に従って処理すればよいという考え方である。

- (85) 後藤・前掲注(84)322頁。

被害者が賠償金を受領してから当該収入を得る予定であった時点までの期間の運用利回り率である中間利息の利率についても成長要因を考慮すべきではなく、それゆえ実質利子率を用いるべきではないのか⁽⁸⁶⁾。

こうして、主にインフレ下において、被害者が本来稼働可能期間毎に手にするはずの将来の得べかりし所得自体にベースアップやインフレを組み込んで、被害者が将来稼働可能期間の終期にまでに得られるはずであった逸失利益総額を算定すべきか否かの問題であれ、将来得られるべき所得自体にはベースアップやインフレを直接考慮しない代わりに将来得られるべき逸失利益総額を現在価額に換算するための割引率である中間利息の控除をどのように考えるべきかの問題であれ、本稿で論じたように、主にデフレ下において、被害者が将来稼働可能期間の終期までに得られるはずであった逸失利益総額を現時点で獲得するために、どのような方法によってどの程度中間利息を控除すべきかの問題であれ、さらには、そもそも被害者が得られるべき損害賠償金を一時金で請求すべきか、それとも一定期間毎に一定額で請求すべきか否かの請求方法自体の問題であれ、その考察の根底には、やはり事故により被害者の被った損害とは何か、またどのような基本原則の下で、その被った損害をどのように把握し、どのように金銭的に見積もり評価するのが重要である。今後の課題としたい。

(86) 尾島・前掲注(79)232頁は、「中間利息控除の割合の問題は、逸失利益算定の基礎となる将来の収入の計算方法によっても影響を受ける問題である点に注意を要する」と適切に指摘し、わが国では算定する時点で固定された金額を将来にわたって用いるのが一般であるため、原則として将来の賃金上昇・インフレによる上昇が考慮されていない一方で、「名目金利である法定利率で中間利息控除をするということは、インフレ率を含んだ割合で控除することになり、論理的に問題がある」と論じる。